

生食発 0215 第 1 号  
国不参第 39 号  
国住指第 3622 号  
国住街第 169 号  
観観産第 1718 号  
令和 3 年 2 月 15 日

各都道府県知事  
各保健所設置市長 あて  
各特別区長

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )  
国土交通省不動産・建設経済局長  
( 公 印 省 略 )  
国土交通省住宅局長  
( 公 印 省 略 )  
国土交通省観光庁次長  
( 公 印 省 略 )

#### 住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）の改正について

住宅宿泊事業法関連業務につきましては、平素より、ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。  
今般、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」において行政手続上の押印に係る抜本的な見直しが求められていることを踏まえ、住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年国土交通省令第 65 号）について様式中の押印欄を廃止する改正が行われたことに伴い、「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）について」（平成 29 年 12 月 26 日付生食発 1226 第 2 号、国土動第 113 号、国住指第 3351 号、国住街第 166 号、観観産第 603 号）の別紙「住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）」を別添のとおり改正しましたので、内容について十分御了知の上、適切な対応をお願いいたします。

また、都道府県においては、貴管内市町村（保健所設置市及び特別区を除く。）に対する周知についてご配慮願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。